

飛驒市自殺対策行動計画

～困った！助けて！と声に出せるまち～

平成31年度～平成34年度

平成31年3月 飛驒市



目 次

I 飛騨市自殺対策行動計画について	・ ・ ・ ・ ・ 4
I-1 自殺対策計画策定の背景と目的	
I-2 趣旨	
I-3 計画の位置づけ	
I-4 計画の期間	
I-5 計画の数値目標	
II 飛騨市の自殺の現状と関連するデータ	・ ・ ・ ・ ・ 10
II-1 飛騨市の自殺の現状	
II-2 自殺に関するデータ	
III 飛騨市の自殺対策における取組	・ ・ ・ ・ ・ 17
III-1 5つの基本施策	
III-2 4つの重点施策	
III-3 主な評価指標	
IV 自殺対策の推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 34
V 支援関連施策一覧	・ ・ ・ ・ ・ 36
VI 関係資料	・ ・ ・ ・ ・ 54

I 飛騨市自殺対策行動計画について

I - 1 自殺対策計画策定の背景と目的

本市では、これまでも「健康飛騨市21（第2次）計画」に基づき、地域住民一人ひとりが健やかな「命とこころ」を育み、豊かな暮らしをおくることができる活力ある市を目指し、健康づくりを推進してきました。

そのような中、平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条において、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。（自殺の危機要因イメージ図：図1 参照）

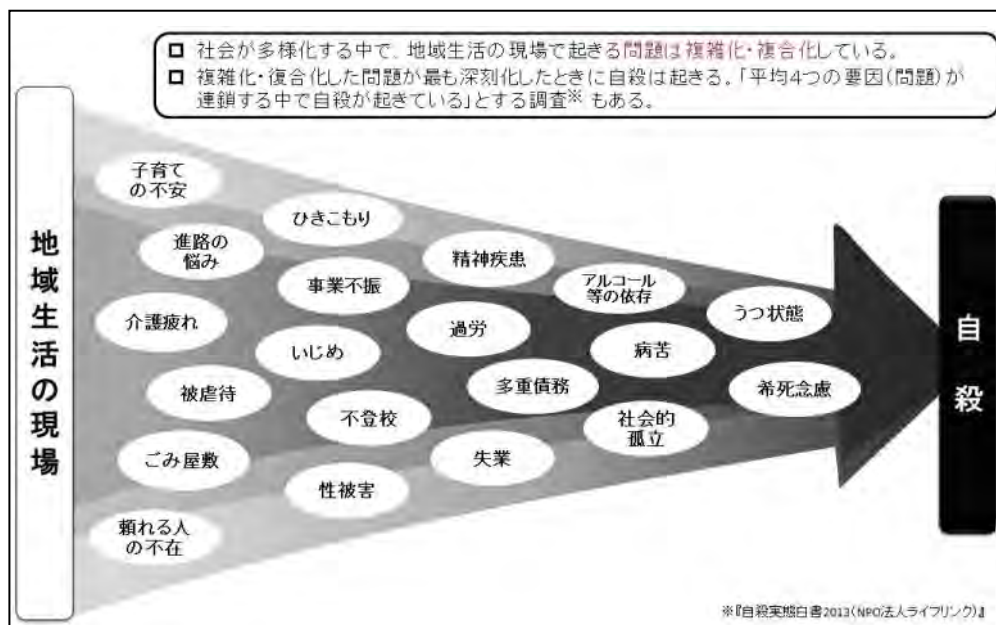
自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、（自殺対策基本法第2条）「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

自殺対策基本法は第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と謳っています。

本市は、全ての人がかかけがえのない個人として尊重される社会、つまり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「飛騨市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



I - 2 趣 旨

1 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺に至る可能性が高まります。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにし、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連分野においても、同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて、強力に且つそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を、一体的なものとして連動して行っていくという考え方です。

(三階層自殺対策連動モデル：図2参照)

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも

含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

図2：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



2. 施策の体系

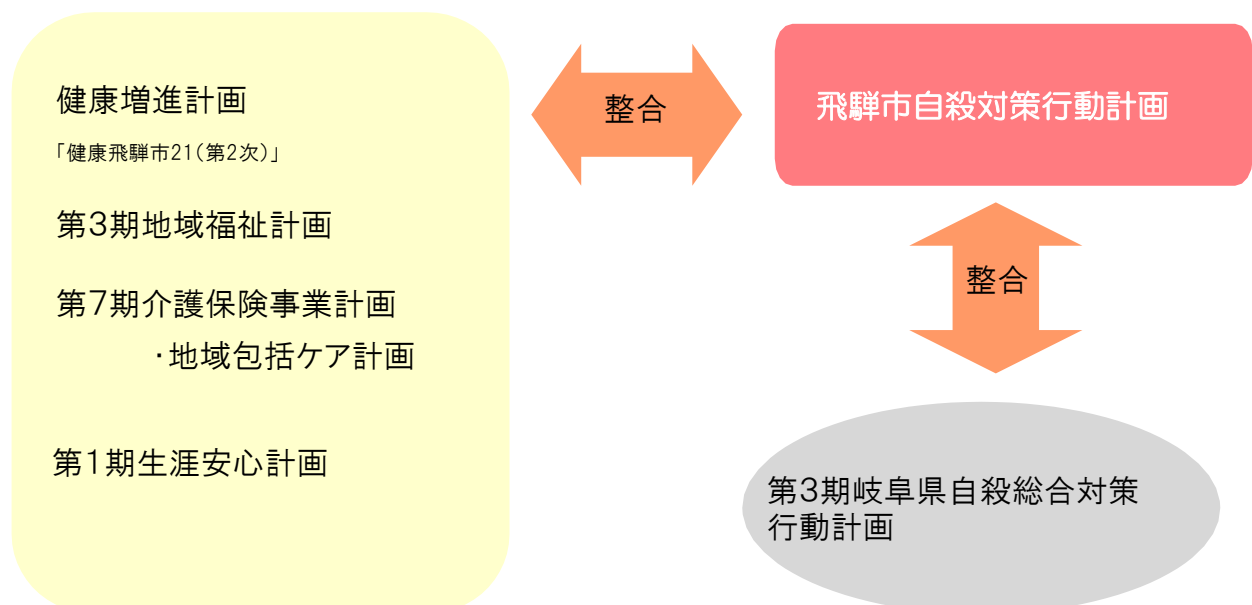
本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市の自殺の実態分析から優先的な課題とする「4つの重点施策」で構成されています。

「5つの基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で、「事前対応」「危機対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

「4つの重点施策」は、本市における自殺のリスク要因となっている健康・介護問題、生活問題や勤務問題、自殺のハイリスク層であるうつ状態に焦点を絞った取組です。行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的施策群となっています。このように施策の体系を定めることで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

I - 3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「健康飛騨市21（第2次）」や「地域福祉計画」等との整合を図ります。



I - 4 計画の期間

平成31年度から平成34年度までの4年間とします。また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、計画の見直しは、2年後の平成32年度に進捗確認のための中間評価を行います。

I - 5 計画の数値目標

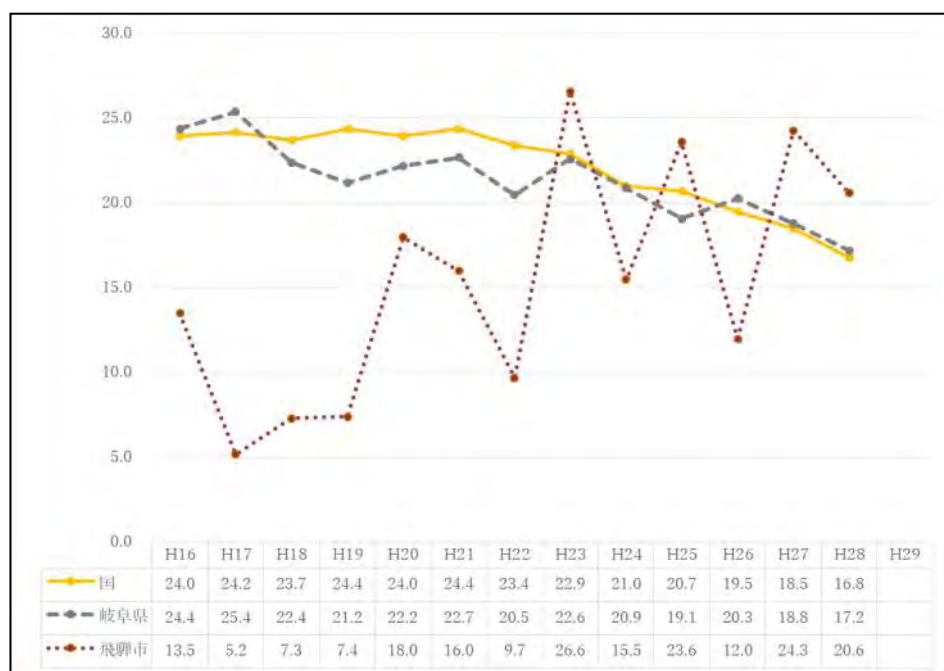
「自殺総合対策大綱」では、平成38年までに平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることとしており、本市においては、「誰も自殺に追い込まれることのない飛騨市」の実現を目指します。

Ⅱ 飛騨市の自殺の現状と関連するデータ

Ⅱ - 1 飛騨市の自殺の現状

1 自殺死亡率の年次推移 (人口10万対)

飛騨の公衆衛生より作成



- 国の自殺死亡率は平成21年以降減少しており、岐阜県も減少傾向にあります。
- 飛騨市では大きく増減を繰り返していますが、中長期的にみると増加傾向です。
- 自殺者数は減少傾向にあることから、この現象は人口減少によるものと考えています。

※自殺死亡率とは・・・

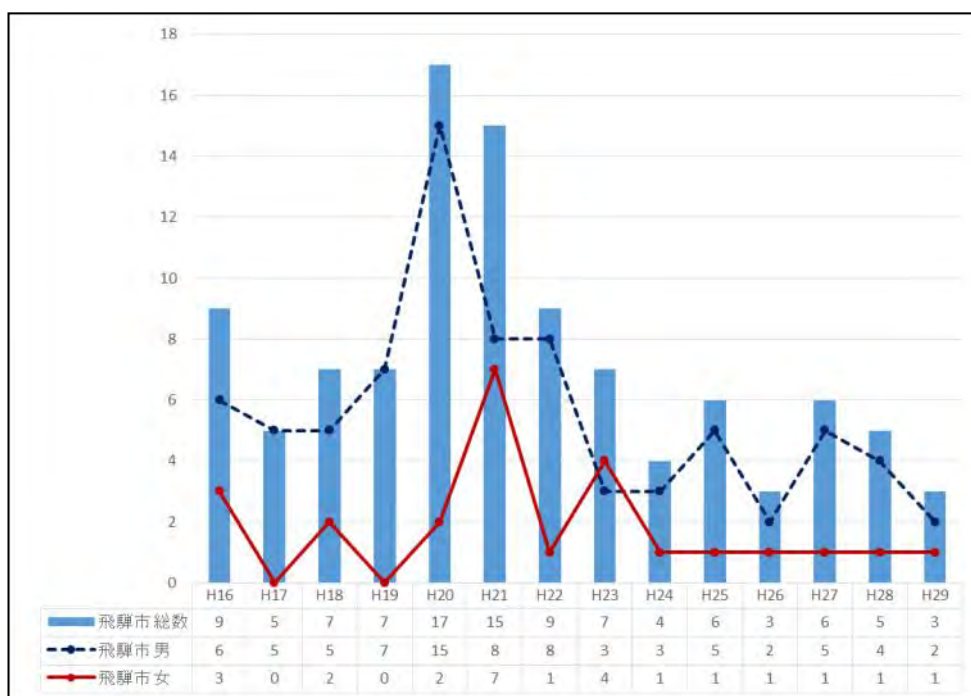
自殺者数

$$\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口（10月1日現在）}} \times 100,000人$$

2 男女別自殺者数の推移

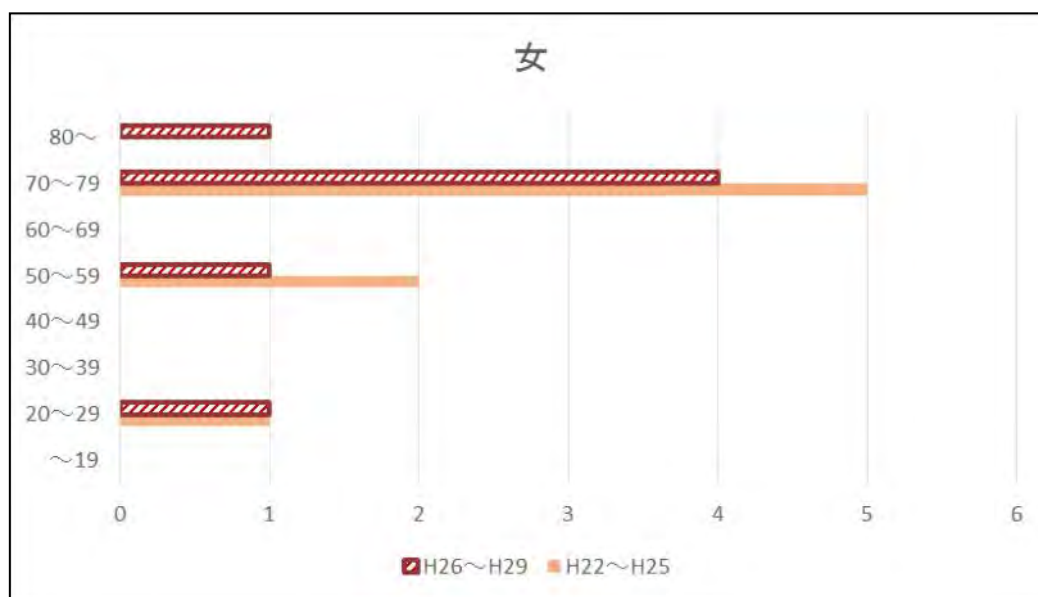
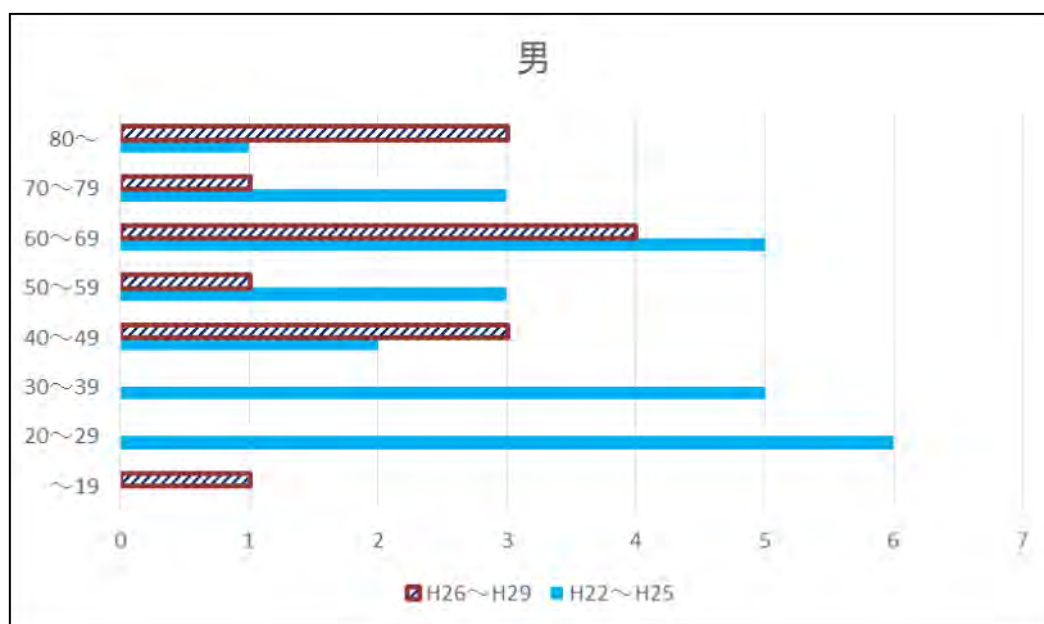
飛騨の公衆衛生より作成

(単位：人)



3 男女別・年齢別死亡状況 （平成22年～平成29年）

- ・男性は、リーマンショック後のH22～H23年頃に若い年齢層の自殺が多くみられましたが、最近では、中堅層や高齢者の自殺が多くなっています。
- ・女性は、高齢者の自殺が多くなっています。



4 飛騨市の自殺の特徴

自殺実態プロフィールからの特別集計（自殺日・住所地、H24～28合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性60歳以上無職同居	9	34.6%	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位：男性60歳以上有職同居	3	11.5%	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
3位：男性40～59歳有職同居	3	11.5%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位：女性60歳以上無職同居	3	11.5%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位：男性40～59歳無職同居	2	7.7%	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

自殺実態の分析（飛騨市全体における特徴）

性別 ： 男性 > 女性

※男性が全体の7～8割

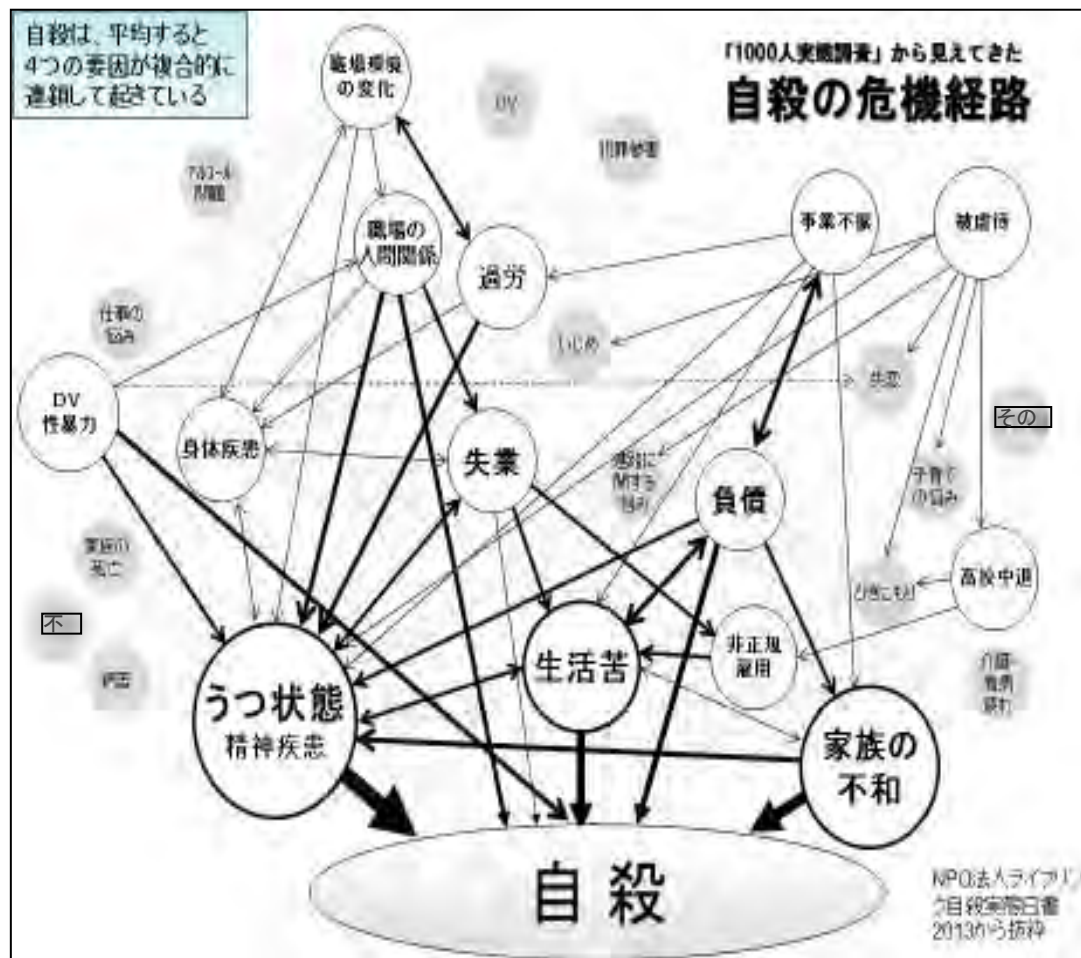
年代 ： 60歳以上の高齢者層

※60歳以上だけで全体の5割以上（57.7%）

職業状況 ： 無職者が若干多め（53.8%）

同居人 ： 「同居人あり」がほとんど

図3：「背景にある主な自殺の危機経路」



Ⅱ - 2 自殺に関連するデータ

1 高齢者関連資料（総務省 国勢調査から）

① 飛騨市の人口と高齢化率の推移

2005年（平成17年）から2015年（平成27年）までの総人口と高齢化率をみると人口は約2,000人ずつ減少し、高齢化率は、約3～4%ずつ上昇しています。



② 世帯の状況

2005年（平成17年）から2015年（平成27年）の間に、高齢者夫婦世帯も高齢者単身世帯も約1.5倍に増加しています。

	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)
総世帯数 A	9,046	8,754	8,489
高齢者のいる世帯 B	5,515	5,168	5,170
比率 B/A	61.0%	59.0%	60.9%
高齢者夫婦世帯 C	997	1,077	1,391
比率 C/A	11.0%	12.3%	16.4%
高齢者単身世帯 D	757	878	1,046
比率 D/A	8.4%	10.0%	12.3%

2 生活困窮者関連資料

① 生活保護相談件数

単位：件

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
相談件数	20	23	21	13	14	10

※高齢世帯や傷病による就労困難世帯の相談が多くみられます。

②－1 生活保護受給状況 保護世帯数・人員（各年度の4月分報告）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
世帯数	43	44	44	44	38	34
人員	51	56	56	55	46	37

※被保護世帯数は年々減少傾向です。

②－2 被保護世帯数内訳（平成30年4月分）

	高齢世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
単身世帯	9	10	2	2
2人以上の世帯	0	1	0	1

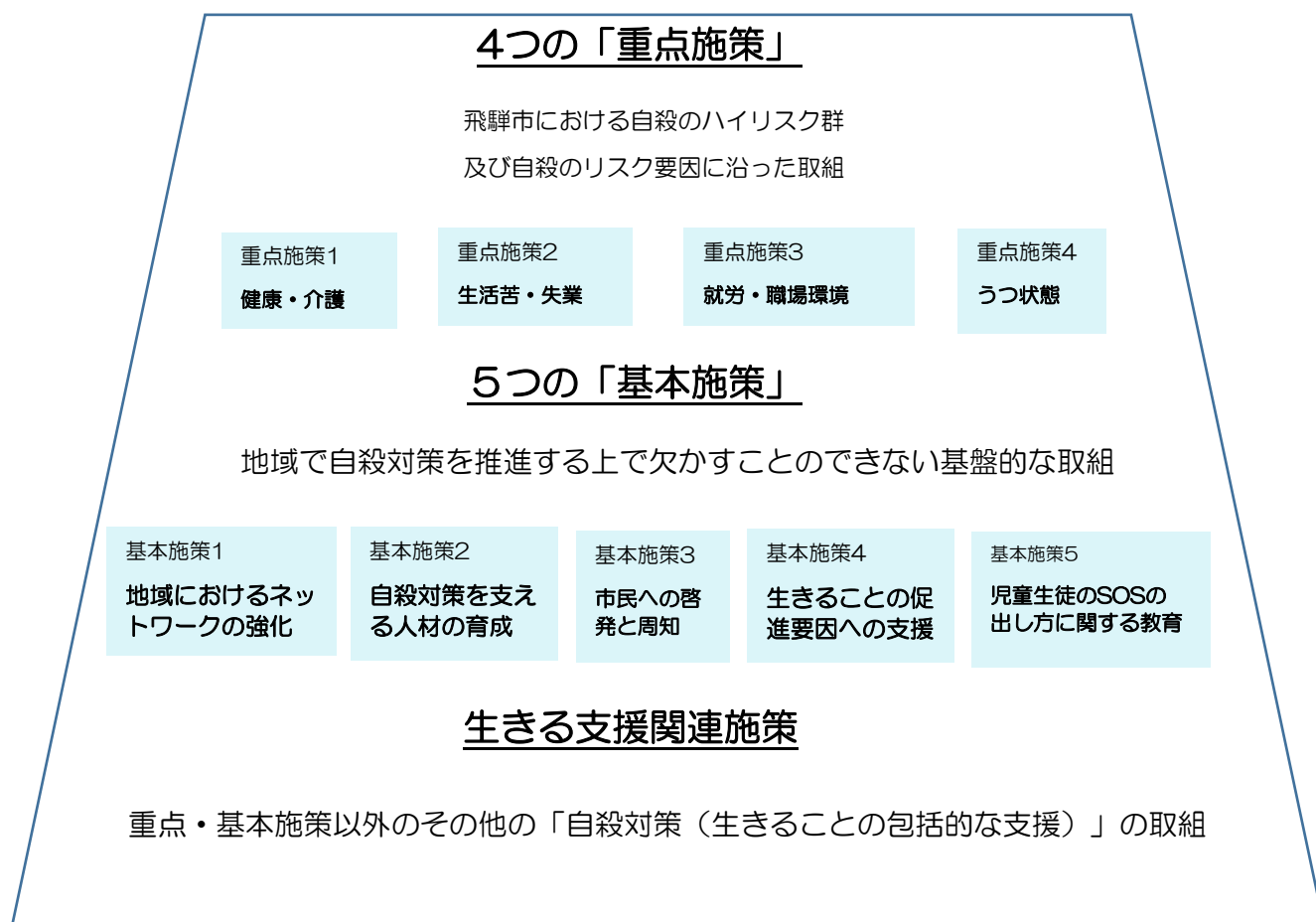
③ 生活困窮者自立相談支援事業

- ・平成27年度 新規相談件数 10件
- ・平成28年度 新規相談件数 27件
- ・平成29年度 新規相談件数 41件

Ⅲ 飛騨市の自殺対策における取組

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」に沿って、飛騨市における自殺対策の取組、計画策定に向けて実施してきた「事業棚卸し」等の社会資源の把握を踏まえて構成しました。

施策の体系図



Ⅲ－１ ５つの基本施策

５つの基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育」です。これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

【基本施策１】地域におけるネットワークの強化

本市の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。自殺対策に特化したネットワークではなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携に取り組めます。特に、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

（１）地域におけるネットワークの強化

- ・自殺対策庁内推進本部：本市の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進します。（市民保健課）
- ・いのち支える自殺対策地域推進会議：保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、行政機関から構成され、この会議をもとに共通認識を持ち、連携、協力して総合的な自殺対策を推進します。（市民保健課）
- ・自殺対策庁内ワーキンググループ：庁内関係部署で組織し、組織横断的に自殺対策を推進します。（市民保健課）
- ・社会福祉協議会等が行っている、問題や悩みを抱える市民の相談事業から、適切な支援へとつなぐ方策について検討します。（社会福祉協議会ほか）

（２）特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

- ・自殺対策と生活困窮者自立支援事業や飛騨市要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。（市民保健課、地域包括ケア課、子育て応援課）

【基本施策２】自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、本市の自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。

市民や様々な分野の専門家、関係者に対し研修会を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

（１）さまざまな職種を対象とする研修

- ・保健、医療、福祉、経済、労働など様々な分野における職能団体向けゲートキーパー（※）養成講座を実施します。（市民保健課）
- ・庁内における窓口や相談、徴収業務等において、「気づく」ことのできる人材を育成し、管理職を含め全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。（市民保健課）
- ・市民福祉部の新任研修において自殺対策の内容を盛り込みます。（市民保健課ほか）

（２）市民に対する研修

- ・ゲートキーパー養成講座を市民向けに実施し、見守りを強化します。また、希望する市民団体等に対し、市政見える化講座等の機会を活用し、ゲートキーパーのすそ野を広げることに努めます。（市民保健課）

（３）学校教育に関わる人への研修

- ・生徒指導関連の研修で、自殺予防に関するテーマを学習します。（教育委員会事務局）

※ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談につなげ、見守る人

【基本施策3】市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、適切な支援につなげることができません。

そのため、行政と市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

（１）リーフレット・啓発グッズの作成と周知

- ・こころの健康や借金問題、家庭や学校などの悩みの相談先である飛騨市暮らしの相談所チラシを作成し、相談窓口の周知を図ります。（地域包括ケア課）
- ・自殺予防週間の周知のため、市役所や振興事務所、保健センター等の庁舎へのぼり旗等を掲示します。（市民保健課）
- ・自殺対策強化月間における相談窓口の周知のため、各機関等において相談窓口ポスターを掲示します。（市民保健課）
- ・成人式に、「こころの健康について」のリーフレットを配布して、正しい知識の普及啓発を行います。（市民保健課）
- ・「飛騨市こころの相談窓口」として、各機関で実施している相談窓口の一覧表を作成し、各世帯に配布します。（市民保健課）
- ・「わが家の安心安全ガイドブック」に、心のケアに関する様々な相談先情報を掲載します。（危機管理課）
- ・子育て支援施設や市立図書館等の公共施設で、啓発資料の掲示やリーフレット・カード等の設置を行います。（市民保健課）
- ・「子育てガイドブック」に子育てに関する様々な相談窓口を掲載します。（子育て応援課）
- ・救急出場時、必要に応じて「生きる支援」に関する相談先情報が掲載された「無料相談窓口カード」を配布します。（消防本部）
- ・社会福祉協議会の相談（心配ごと相談、無料法律相談、公証人による無料相談等）について、広報等で周知します。（社会福祉協議会）

（２）市民向け講演会・イベント等の開催

- ・自殺予防週間に合わせ、中高生に向けて自殺予防キャンペーンを行います。

（市民保健課）

- ・市民向けの精神保健講演会（自殺予防含む）を実施します。（市民保健課）

（３）メディアを活用した啓発活動

- ・市の広報紙「広報ひだ」に、自殺対策強化月間（３月）や自殺予防週間（９月）に合わせて、自殺対策関連の情報を掲載し、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。

（市民保健課）

- ・ケーブルテレビや無線放送を活用して啓発を行います。（市民保健課）
- ・自殺対策関連の情報や正しい知識の普及のため、適宜ホームページを更新します。

（市民保健課）

（４）地域や家庭と連携した啓発活動

- ・社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようＰＴＡや地域の関係団体と連携した啓発活動に努めるとともに、サインを受け止めるための学習機会の提供について検討します。（生涯学習課）

【基本施策4】生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

（１）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

- ・人権擁護委員や民生委員・児童委員等による相談活動や見守り活動を通じて、様々な課題を抱えた対象者の早期発見と対応に努めます。（市民保健課他）
- ・悩みのある児童生徒や保護者については、学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を行います。（教育委員会事務局）
- ・様々な課題のある児童生徒に対し、関係機関等とのネットワークを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけるなどして課題解決への対応に努めます。（教育委員会事務局）
- ・児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有や継続的な見守り活動などを通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。（子育て応援課）
- ・DV被害者への支援、相談対応において必要な場合には適切な機関へつなぐ等の対応を行います。（子育て応援課）
- ・被虐待高齢者や被虐待障がい者等を一時的に養護老人ホームや障がい者支援施設等へ入所させて保護するなどの支援を実施します。（地域包括ケア課、障がい福祉課）
- ・事実婚やLGBTの方へのパートナーシップ制度の導入などにより、性的マイノリティに対する理解を深め、誰もが自分らしく生きることのできるまちづくりを進めます。（市民保健課）

（２）居場所づくり

- ・精神的な生きづらさを感じている人の居場所の一つとして「ふりーすぺーす」を開設し、共に苦しむ人との交流を通じた支援を行います。（障がい福祉課）

（３）自殺未遂者への支援

- ・警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者の支援を行います。（市民保健課）

（４）遺された人への支援

- ・必要に応じて、自死遺族の分かち合いの会「千の風の会」の案内を行います。

（市民保健課）

- ・死亡届時に配布する「死亡に伴う手続きのご案内」にこちらの相談窓口情報を追加掲載します。（市民保健課）

（５）支援者への支援

- ・介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。

（地域包括ケア課）

- ・保護者に対する相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。

（子育て応援課）

【基本施策５】児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進めます。

（１）ＳＯＳの出し方に関する教育の実施

- ・児童生徒向けのＳＯＳの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など、国の動向等を踏まえ取り組めます。（教育委員会事務局）

Ⅲ－２ ４つの重点施策

本市においては、平成24年から28年の5年間で、9人が「健康・介護問題」を、3人が「就労・職場環境問題」を原因・動機として自殺されています。また、この5年間に自殺で亡くなった26人のうち、60歳以上が15人（全体の5割以上）となっています。

「健康・介護問題」「生活苦・失業問題」「就労・職場環境問題」「うつ状態」の4つを本市における重点施策として位置づけ、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的な取り組みとして対策を推進していきます。

【重点施策１】健康・介護問題に対する自殺対策の推進

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050（ハチマル・ゴウマル）問題」のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、本市は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

【方策１】高齢者向けの支援に関する啓発の推進

高齢者や支援者に対して、高齢者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談・支援機関の存在を伝える取組を進めます。

- ① 地域で開催されるサロン等で高齢者に対して、生きる支援に関するリーフレット等を配布することで、地域の相談先に関する情報の周知を図ります。（地域包括ケア課）

-
- ② 高齢者の保健福祉サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや、介護予防に資する基本的な知識などをわかりやすく掲載した冊子「あんきな暮らしガイド」に、生きる支援に関する相談窓口の情報等を掲載することで、高齢者に対し相談先の情報の周知を図ります。（地域包括ケア課）
- ③ 認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター養成講座」において、研修配布資料に、自殺対策に関連した相談先の情報も加えます。（地域包括ケア課）
- ④ 民生委員・児童委員や地域見守り相談員が地域の見守り活動を行う際、各家庭に対して生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレット等を配布することにより、相談先の情報の周知を図ります。（地域包括ケア課、社会福祉協議会）

- 具体策
- ・ 高齢者への総合相談事業
 - ・ 見守りネットワーク
 - ・ 認知症サポーター養成講座
 - ・ 相談先等のリーフレットの作成 など

【方策2】 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における交流会や講座等を通じて、高齢者と地域がつながる機会を増やすなど、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

- ① 地域コミュニティにおける高齢者向けの「居場所」づくりを推進します。住民自身が主体となって通い集える場の開設や交流会の開催等を通じて、高齢者に対し、他者との交流の機会や日中の居場所となる場を提供します。（地域包括ケア課）
- ② 高齢者向け各種講座や教室等の開催を通じて、高齢者の社会参加を促進します。
- ア. 公民館等において高齢者向け講座を開催するとともに、講座終了後も自主的な学習を続けられるよう支援体制を整備することにより、高齢者の生涯学習の推進に加えて社会参加を促進します。（生涯学習課）
- イ. 高齢者が家族や地域とのつながりを実感できる、スポーツや文化のイベントを企画・開催することで、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進します。（生涯学習課、地域包括ケア課）

-
- 具体策
- ・地域複合型サロン事業、地域サロン活動
 - ・市長杯軽スポーツ大会
 - ・買い物支援移動販売 など

【方策3】高齢者を支援する家族等への支援の提供

家族の介護疲れによる心中などを予防するためにも、高齢者本人への支援だけでなく、高齢者を支える人（家族等）への支援、すなわち「支援者への支援」も推進します。

① 介護をしている家族等の不安や負担を軽減するために、参加者同士の交流などを行う「介護者を支える会」「認知症カフェ」を実施します。介護者同士の交流を促進し、介護に関する情報を提供することで、介護者の燃え尽きやうつ予防等を図ります。

（地域包括ケア課）

② 地域見守り相談員が、各家庭を訪問し、支援が必要な状況である場合は、適当な相談機関につなげます。（地域包括ケア課）

③ 地域包括支援センターのスタッフや認知症地域支援推進員が認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスと連携して、認知症の人やその家族への支援を行います。（地域包括ケア課）

- 具体策
- ・介護者を支える会、認知症カフェ
 - ・認知症の相談日
 - ・認知症地域支援推進員による支援
 - ・介護職員人材確保 など

【重点施策２】 生活苦・失業問題に対する自殺対策の推進

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

本市では、福祉・保健・医療の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行います。

あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備にも取り組みます。

【方策１】生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自殺対策との連携を強化して、自殺のハイリスク者（潜在的なハイリスク者も含めて）に対する「生きることの包括的な支援」を充実させるとともに、相談支援に必要な人材の育成を強化します。

① プライバシー等に配慮したあんきに相談できる環境を整備し、多様で複雑な問題に対し、総合的に対応できるワンストップ相談窓口を充実します。また、困難事例等について、地域ケア会議等で関係機関との情報連携を行い、必要な支援につなげます。
（地域包括ケア課）

② 精神疾患を抱える方への対応については、支援対象者のリスクに応じて保健所や医療機関と連携しながら包括的な支援を行います。（地域包括ケア課、市民保健課）

③ 就職を希望される方は、ハローワークや生活・就労支援センター等と連携した就労支援を行います。また、ひきこもりや精神疾患を抱える方など直ちに働くことが困難な方は、就労準備訓練事業の利用につなぐとともに、事業利用を促進するための施策を講じます。（地域包括ケア課、障がい福祉課）

-
- ④ 専門性の高い相談に対応するため、相談支援に必要な技術や知識を習得するための研修等を積極的に受講し、相談支援員の専門性や資質の向上を図ります。また、計画的に相談支援員の採用及び育成を行い、持続的な相談支援体制を確立します。

（相談支援関係課共通）

- 具体策
- ・生活困窮者自立相談支援事業
（就労支援、就労準備支援、家計改善支援など）
 - ・障がい者の就労支援 など

【方策2】必要な支援を得られていないなど、自殺のリスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化

生活困窮に陥っている人の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう人が少なくありません。そのため、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で必要な支援につなぐための取組を推進します。

- ① 税金・保険料・保育料・水道料・医療費等の滞納者に対する支援へのつながりを強化します。（関係各課）
- ② 税金・保険料・保育料・水道料・医療費等の未納・滞納がある人は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、徴収の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるために、担当職員に対するゲートキーパー研修を行います。
（市民保健課）
- ③ 多重債務を抱えている人の中には、病気や事業不振、離婚など深刻な問題を複数抱えた自殺のハイリスク者が少なくありません。多重債務相談（無料法律相談等）などを通して、多重債務者に対する支援を行います。（地域包括ケア課、社会福祉協議会）

④ 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知等の機会をとらえ、支援につながるきっかけ作り（相談先の紹介、引き継ぎ）を行います。（子育て応援課）

⑤ 地域と協働してひきこもり等の実態を把握し、地域の現状や課題を共有することで、地域と連携した相談ネットワークを充実します。また、地域からの情報をもとに、ひきこもり等の訪問型支援（アウトリーチ）を実施し、見守り体制を形成することでリスクの深刻化を防ぎます。（地域包括ケア課ほか）

⑥ 地域で生活困窮状態に陥ってリスクを抱えた人の存在に早めに気づき、相談につなげるための仕組み作りを進めます。（地域包括ケア課ほか）

具体策 ・ 納税相談
 ・ 消費生活対策事務 など

【方策3】多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備

多分野の関係機関の連携による「生きることの包括的な支援」を推進するための基盤を整えます。そのために必要なツールの導入等を積極的に試み、必要なケースについては、その都度関係各課と連携し、ケース検討や会議を実施し、支援の方向性について検討します。

具体策 ・ 地域ケア会議
 ・ 飛騨市要保護児童対策地域協議会
 ・ 地域福祉推進会議 など

【重点施策3】 就労・職場環境問題に対する自殺対策の推進

平成24年から28年の5年間で職場での悩み等で自殺に至った人が3人ありました。平成27年度から各職場でストレスチェック制度を導入しなくてはならなくなりましたが、市内全職場で実施されているかの把握は出来ていません。

勤務問題に関わる自殺対策の取組を推進していくために、勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化すると同時に、勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動も強化し、さらには、健康経営に資する取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押ししていきます。

【方策1】勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

勤務問題（過労やパワハラ、職場の人間関係等）による自殺のリスクを低減させる取組として、労働者や経営者を対象としたストレスチェックの推進（アンケートの実施）、経営者・管理者を対象とした研修等を開催します。

- ① 市内事業所に対して、ストレスチェック実施の有無等の精神保健に対するアンケートを実施します。（市民保健課）
- ② 職場でのトラブル等に関して、解決などに向けた助言や専門的な相談先の案内を行います。（市民保健課）

具体策 ・精神保健アンケートの実施
 ・ゲートキーパー研修会
 ・職員の健康管理 など

【方策2】健康経営に資する取り組みの推進

- ① ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクが生まれないような環境を整えていきます。（総合政策課）

具体策 ・男女共同参画事業 など

【重点施策 4】 うつ状態に対する自殺対策の推進

うつ状態に陥っている方は、「生きることにする意欲」が減少し、自殺のリスクを高める要因になりかねません。様々な場面で、出来るだけ早期に関わることで「生きることの包括的な支援」につなげます。

【方策 1】 様々な場面を網羅するネットワークの強化

- ① 高齢者だけでなく、子どもや障がい者など見守りを必要とする人が、いつまでも住み慣れた地域に安心して暮らしていくために、様々な関係機関が連携を深め、ネットワーク体制の構築を図ります。（市民保健課）

具体策 ・自殺対策地域推進会議
 ・地域見守りネットワーク など

【方策 2】 日常生活で様々な生きづらさを抱えている方に対する施策の強化

- ① 児童精神医学の専門的な視点で、子どもたちの発達を見守りながら、困難を抱える子どもたちの社会生活への適応能力を高められるよう関係支援機関と連携して治療・支援を行います。また、ご家族のサポートも行い、子どもたちが安心して成長できるよう、医療的な支援を行います。（地域包括ケア課）

- ② 生きづらさを抱えている方の様々な悩みや問題に対応するために、精神保健福祉士による「こころの相談室」や民生委員や児童委員等による「心配ごと相談」等を行い、早期発見・早期支援につなげます。（地域保活ケア課）

具体策 ・こどものこころクリニック
 ・発達支援センター
 ・こころの相談室
 ・心配ごと相談 など

【方策3】母子保健事業での要支援者の早期発見

- ① 母子手帳交付時から全員に保健師等が面接し、良好な関係を構築するとともに、主訴や精神疾患の既往などから要支援者を早期に発見します。また、リスクの有無に関わらず、全数の妊婦訪問や新生児訪問等を行うことで、産前・産後うつのリスクをアセスメントし、早期の対応を行います。（市民保健課）
- ② 産科医療機関との連携を密にし、医療機関で実施する産後2週間健診・産後1ヶ月健診でエジンバラうつ病質問票を用い、産後うつの早期発見に努めます。妊娠・出産、子育てにおいて孤立感や不安を感じる母親が増えており、産前・産後の母子が気軽に相談や交流ができる場所の設置や家事支援などを行ないます。（市民保健課）

具体策 ・妊婦訪問、新生児訪問、産後健診
 ・産前産後ママサポプロジェクト など

Ⅲ－３ 主な評価指標

基本施策の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、庁内ワーキンググループ会議、自殺対策地域推進会議に報告の上、取組についての協議を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

基本施策	指標の内容	目標値
ネットワークの強化	自殺対策庁内推進本部会議の開催	年１回
	自殺対策地域推進会議の開催	年１回
	自殺対策庁内ワーキンググループ会議の開催	年２回
人材の育成	ゲートキーパー養成講座の回数	年２回
	市職員のゲートキーパー養成率	７０％
市民への啓発と周知	リーフレット・啓発グッズの作成・配布	25,000部
	自殺予防キャンペーンの開催	年３回
	市広報誌での啓発	年２回
生きることの促進要因への支援	自殺未遂者連携支援体制の構築	体制整備
SOSの出し方教育	SOSの出し方教育実施学校数	全小中学校で実施

IV 自殺対策の推進体制

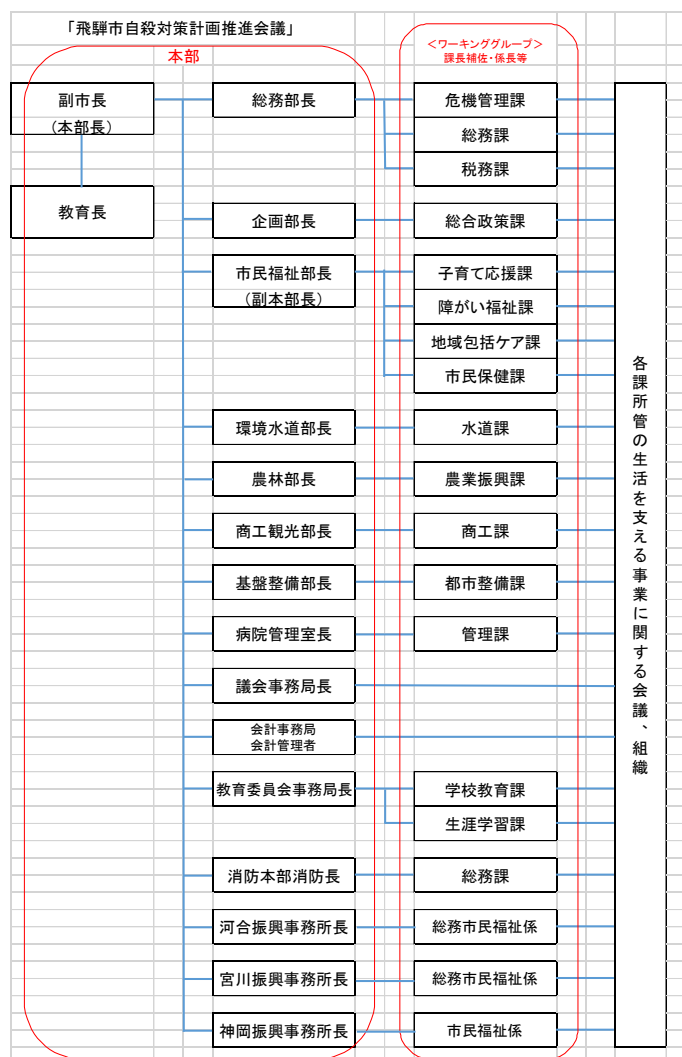
市民の自殺予防対策を関係機関等との連携により包括的に推進するため、「飛騨市自殺対策庁内推進本部」「自殺対策庁内ワーキンググループ」「飛騨市自殺対策地域推進会議」を設置します。

① 「飛騨市自殺対策庁内推進本部」

庁内の関係部署等の連携により、自殺対策における課題や「誰も自殺に追い込まれることのない飛騨市」の実現に向けた取組の視点や実施状況、効果等について検証し、本計画の総括的な評価を行います。

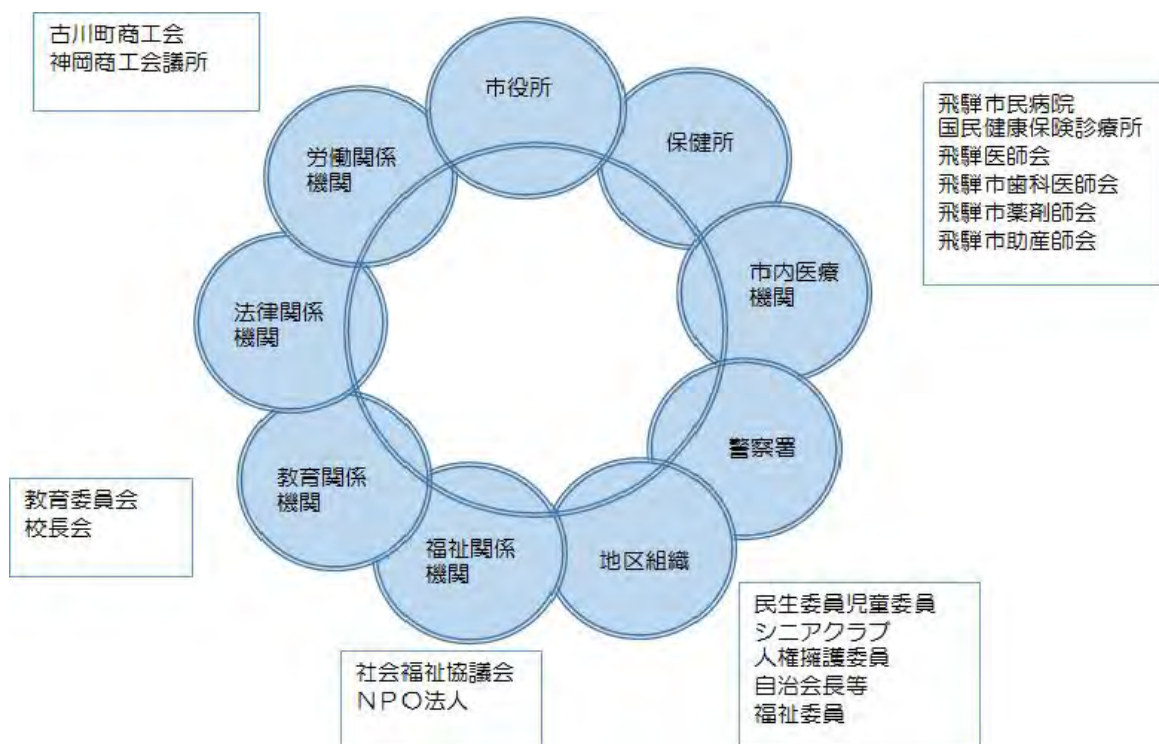
② 「自殺対策庁内ワーキンググループ」

「飛騨市自殺対策地域推進会議」や「自殺対策庁内推進本部」での意見を取り入れ、速やかに現場の取組に反映させます。



③ 「飛騨市自殺対策地域推進会議」

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等のさまざまな関係機関のネットワークづくりが重要です。市民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、自殺予防の啓発活動を総合的かつ効果的に実施します。



V 支援関連施策一覧

担当課	事業名Ⅰ (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる 支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤労・職場環境	うつ状態
市民保健課	母子保健 (母子手帳交付等)	▼母子健康手帳交付時に保健師等が面接することで、身体的・精神的ハイリスク妊婦を把握できる。また、妊婦の時から産院等と連携をとることにより、支援の方法を早期に考えることができ、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				●					●
	母子保健 (妊婦訪問、新生児訪問、産婦健診)	▼当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行なうことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげるなどアウトリーチの機会、支援への接点となり得る。				●					●
	母子保健 (産前産後ママサポプロジェクト)	▼産前・産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。 ▼出産直後の早期段階から保健師等が関与し、必要な助言・指導等を提供する事で、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●			●					●
	母子保健 (乳幼児相談、乳幼児健診、乳幼児歯科検診)	▼産後うつや育児によるストレス等は、母親の自殺リスクを高める場合がある。 ▼早期の段階から保健師等が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。				●					●
	赤ちゃんふれあい体験教室	▼本教室への参加機会を捉えて、命の大切さや性について学び、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。				●	●				

担当課	事業名2 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児 童 生 徒 へ の 教 育	健 康 ・ 介 護	生 活 苦 ・ 失 業	勤 労 ・ 職 場 環 境	うつ 状 態
市民保健課	ライフサイクル講演会	▼本講演会への参加機会を捉えて、命の大切さや性について学び、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。				●	●				
	ゲートキーパー養成講座	▼保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野の職員にゲートキーパーになってもらうことで、自殺リスクの早期発見・早期支援を推進することが出来る。		●		●				●	
	精神保健 (精神障がい者の早期発見、早期治療、社会復帰促進)	▼精神障がいを抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており自殺リスクの高い方もいると思われる。 ▼早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。	●			●		●	●	●	●
	精神保健 (困難事例対応、精神障がい者と家族への個別支援の充実)	▼精神障がいを抱える方と家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方もいると思われる。 ▼個別支援を充実させることで、自殺リスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取り組みにもつながり得る。	●			●		●	●	●	●
	精神保健福祉推進事業	▼相談対応や訪問指導を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には他の支援機関につなぐ等、その職員や精神福祉ボランティアが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●		●		●	●	●	●
	こころの相談室	▼相談者の中には、様々な問題を抱えて、自殺リスクの高い方もいると思われる。 ▼必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。				●		●	●	●	●

担当課	事業名3 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤労・職場環境	うつ状態
市民保健課	精神保健 (普及啓発事業)	▼自殺予防週間や自殺対策強化月間、イベント等の機会を利用して相談できる機関を紹介することで、「いのち支える自殺対策」の啓発が可能となり得る。			●	●	●				
	精神保健アンケートの実施	▼過労やパワハラ、職場の人間関係等の勤務問題により、ストレスがかかり、精神的に不安定になることで、自殺のリスクが高まると考えられる。 ▼市内事業所に対してストレスチェックの有無等精神保健に関するアンケートを行い、職場で自殺について考えてもらう機会となり得る。			●	●				●	●
	重複多受診者訪問事業	▼医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 ▼個別指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●			●		●			●
	保険料の賦課、収納、減免	▼保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方もいると思われる。 ▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。				●			●		
	生活習慣病予防 (特定健診、特定保健指導、がん検診、未受診者訪問)	▼健診(検診)の機会を利用する事で、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。				●		●			●

担当課	事業名4 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤労・職場環境	うつ状態
市民保健課	健康に関する出前講座の実施	▼出前講座の中で、心の健康や自殺問題と その対応についても言及することにより、当 該問題に関する住民の理解促進を図ること ができる。			●	●					
	食生活改善推進員養成 講座 食生活改善事業委託 (飛まわり会)	▼食生活に問題があり、生活習慣病に罹患 する方の中には、生活苦や身近な支援者の 不在など日常生活上の困難を抱えて自殺の リスクが高い人もいられる。 ▼推進員養成講座の中に、自殺対策の視点 を入れ込むことにより、推進員が自殺のリス クを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等 の対応が取れる可能性がある。	●			●		●	●		
	ひとり親家庭等医療費 支給事業	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤 立しがちであるなど、自殺につながる問題要 因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接 触機会があれば、抱える問題の早期発見と 対応への接点になり得る。				●			●		
	窓口・電話相談	▼相談者の中で、自殺リスクが高い人に対 して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等 の対応を行うことができれば、自殺リスクの 軽減にも寄与し得る。				●		●	●	●	●
	人権啓発事業	▼講演会の中で自殺問題について言及する など、自殺対策を啓発する機会とし得る。 ▼人権擁護委員による人権相談の中で、自 殺リスクが高い人に対して、必要な助言や適 切な支援先へつなぐ等の対応を行うことがで ければ、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●		●	●					

担当課	事業名5 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤労・職場環境	うつ状態
子育て応援課	子育て支援センター	▼子育て親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの負担軽減に寄与し得る。 ▼参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談に繋げられる可能性がある。									
	保育の実施(公立保育園・私立保育園など)	▼保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●		●					
	放課後児童クラブ ※31年度から生涯学習課へ	▼学童保育を通じて保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ▼学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。		●		●					
	母子・父子福祉に関する相談	▼相談者の中には、生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいると思われる。 ▼相談の際に問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。				●					
	子ども家庭相談	▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。	●			●			●		

担当課	事業名6 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤労・職場環境	うつ状態
子育て応援課	配偶者暴力相談	▼DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い人が少なくない。 ▼DV被害者の支援にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要に応じて適切な機関へつなぐ等、自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図れる。		●		●					
	子ども・子育て会議	▼会議のテーマに児童生徒や若年層の自殺問題や自殺対策を盛り込むことで、基本的な理解を促すことができる。 ▼会議を通じて関係者同士が連携を深めていくことで、地域の関係者が子どもたちからのSOSを受けとめ、必要な支援を提供するための基盤の整備に寄与し得る。	●			●					
障がい福祉課	障害福祉計画策定・管理事業	▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。	●			●					
	日中一時支援事業	▼日中一時支援事業の機会を活用し、障がい者(児)の状況把握を行なうことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながり得る。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)への支援としても位置付け得る。	●			●		●			
	各種障がい者福祉手当支給事務	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●					
	障がい児を抱えた保護者への相談支援	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担がかかるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。				●					

担当課	事業名7 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 へ の 教 育	健 康 ・ 介 護	生 活 苦 ・ 失 業	勤 労 ・ 職 場 環 境	うつ 状 態
障がい福祉課	障がい児地域療育等支援事業	▼障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身が疲弊し自殺リスクを抱える可能性もある。 ▼対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、対応の強化につながり得る。	●	●		●					
	障がい者差別解消推進事業	▼相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。		●		●					
	自立支援協議会の開催	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策を展開する上での基盤ともなり得る。	●			●					
	障がい者虐待の対応	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点にもなり得る。				●					
	障がい者基幹相談支援センター	▼相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点について理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながる。		●		●					
障がい福祉課	発達支援センターの相談事業	▼発達障がいを抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいると思われる。 ▼相談の機会が、そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。				●					

担当課	事業名8 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤労・職場環境	うつ状態
障がい福祉課	発達障がいに関する会議の開催	▼関係者同士が障がいを抱える方々の情報の把握・共有を積極的に進めることで、当事者への支援向上、自殺対策の向上にも寄与し得る。 ▼関係者同士の関係構築を進めることにより、包括的な支援体制の強化、自殺対策の向上にも寄与し得る。	●			●					
地域包括ケア課	こどものこころのクリニック運営	▼日常生活で様々な生きづらさを抱えている方の中には、自殺リスクの高い方もいると思われる。 ▼地域包括ケア事業を進める上での地域の拠点となり得る。				●		●	●	●	●
	地域包括ケアシステム事業	▼地域包括ケアシステムの拠点は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担い得る。 ▼拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策にもなり得る。	●			●					
	権利擁護の仕組み作り	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障がい等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ▼事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得る。				●					
	地域福祉推進事業	▼地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワーク会議はその連動を勧める上での要となり得る。 ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。 ▼相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。	●			●					

担当課	事業名9 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤労・職場環境	うつ状態
地域包括ケア課	生活保護各種扶助事務	▼扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。 ▼各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。				●			●		
	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先が重複している場合が多く、生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要である。				●		●	●	●	●
	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	▼住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。				●			●		
	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	▼就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策にもなり得る。				●			●	●	
	地域見守り相談員	▼住民ボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題に気づき対処する地域の人材の養成に寄与し得る。 ▼住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	●	●		●					
	市長杯軽スポーツ大会 開催事業	▼生きがいづくりが自殺予防につながる。 リーフレットの配布により啓発活動ができる。			●	●		●			
	いきいき券健康増進事業	▼高齢者向け相談機関の窓口一覧等をいきいき券と合せて交付することで、高齢者への相談先情報等の周知の機会とすることができる。			●	●					

担当課	事業名10 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤労・職場環境	うつ状態
地域包括ケア課	地域複合型サロン事業	▼食事の提供機会を利用し高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができる。 ▼食事を提供する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の中に自殺のリスクの高い高齢者がいた場合には、その職員が適切な機関へつなぐ等、気付き役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●		●		●			
	移動販売	▼買い物困難者への支援を通して、高齢者とコミュニケーションをとることができれば、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与し得る。				●		●			
	見守りネットワーク推進事業	▼ネットワーク協議会において高齢者の自殺実態や抱え込みがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取り組みの推進を図ることができる。	●			●		●			
	養護老人ホームへの入所	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。				●					
	地域ケア会議	▼地域の高齢者や生活困窮者等が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭に置いて、高齢者・生活困窮者向け施策等を展開する関係者間での連携関係や、地域資源の連動につなげていくことができる。	●			●		●	●		
	第1号訪問・通所・生活支援事業	▼介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口・接点となり得る。				●		●			

担当課	事業名Ⅱ (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤労・職場環境	うつ状態
地域包括ケア課	介護職員人材確保推進事業 ・養成講座 ・夜勤手当の助成 ・人材バンク ・大学との連携	▼要介護の当事者ならびにその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺のリスクの高い人がある可能性がある。 ▼介護職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点も加えて持つてもらうことで、適切な機関へつなぐ等の対応の強化につながる可能性がある。 ▼介護は従事者にかかる負担も大きいため、ゲートキーパー研修の中で、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者(介護職)への支援の充実に向けた施策にもなり得る。		●		●		●			
	高齢者への総合相談事業	▼問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 ▼訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取り組み自体が自殺対策にもなり得る。	●			●		●	●	●	●
	介護者のつどい	▼介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進し得る。				●		●			
	認知症サポーター養成講座	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり、心中が生じたりする可能性がある。 ▼認知症サポーター養成講座を受けた人達にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域の中でそうしたリスクの気づき役としての役割が期待できる。		●		●		●			●
	認知症の相談日	▼介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援の強化を図ることができる。				●		●			

担当課	事業名12 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒 への 教育	健康・ 介護	生活 苦・失 業	勤労・ 職場 環境	うつ 状態
総務部	「わが家の防災」ガイドブックの作成	▼命や暮らしに関する様々な分野の相談先情報も、各種相談先一覧に加え、住民に対する相談先情報の拡充・周知に寄与する。			●						
	交通安全対策に関する事務	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減に寄与する。 ▼遺族にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。			●	●					●
	住民への相談事業 (行政書士による無料法律相談)	▼各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる	●			●		●	●	●	●
	消費生活対策事務	▼消費生活上の困難を抱える人は自殺リスクの高いグループでもある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。				●					
	納税相談	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたり得る可能性が高いため、様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●		●			●		
	コミュニティづくりの推進	▼区長会や自治会長会の場で自殺対策に関する講演や研修会を行なうことで、地域の住民として何ができるかを主体的に考えてもらう機会となり得る。		●		●					
	職員研修事業	▼職員研修(特に新任と管理職昇任)として自殺対策に関する講義を導入することで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。ゲートキーパー研修の実施も必要。		●		●					
	職員の健康管理事務	▼住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。				●				●	●

担当課	事業名13 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 へ の 教 育	健 康 ・ 介 護	生 活 苦 ・ 失 業	勤 労 ・ 職 場 環 境	うつ 状 態
企画部	男女共同参画事業	▼男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策(に関連する情報を取り上げたり、配布資料のひとつとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対する啓発の機会となり得る。 ▼研修会の中で自殺対策についても言及することにより、相談員の自殺リスクを抱えた方への相談対応について理解の深化を図ることができる。			●	●					
環境水道部	公害・環境関係の苦情相談	▼自殺に至る背景には、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景が絡んでいる場合もあると思われる。 ▼相談の際に問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。				●					●
	水道料金徴収業務	▼水道料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方もいると思われる。 ▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。				●			●		
農林部	農業アドバイザー配置事業	▼農業アドバイザーにゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、生産者から相談を受けた場合には、農業アドバイザーが適切な相談機関につなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。		●		●					
商工観光部	若者サポートセンター (若年者の就労相談)	▼若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への自殺対策にもなり得る。				●				●	
	就職情報誌での啓発事業	▼過重労働や長時間労働等の労働に関する諸問題についてを広報誌等に掲載することで、それらの問題を抱えて自殺のリスクが高まっている労働者が、様々な支援先につながりやすくなる可能性がある。 ▼市単独での専門広報誌作成は難しいが、一部に掲載することができる。			●						

担当課	事業名14 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 へ の 教 育	健 康 ・ 介 護	生 活 苦 ・ 失 業	勤 労 ・ 職 場 環 境	うつ 状 態
商工観光部	商工相談 (専門家の派遣)	▼岐阜県と一緒にいるよろず支援拠点では毎週水曜日に様々な分野の専門家による相談を受け付けている。 ▼相談の際に問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。				●				●	
	ライフデザインセミナー 開催事業	▼セミナーで新入社員が直面しがちな自殺と関連するトラブルや問題に加えて、相談先の情報を周知することで、若年者向け自殺対策に寄与し得る。 ▼飛騨city人材会議による地元就職者歓迎のつといで周知を図ることができる。			●	●					
	地元スポーツチームによる活動への支援事業	▼自殺予防週間や自殺対策強化月間に、地元スポーツチームとして、住民への「いのちを支える自殺対策」の啓発に協力してもらえれば、より幅広い層の住民に情報やメッセージを届けることができる。			●						
基盤整備部	公営住宅事務	▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることがあると思われる。 ▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高い。 ▼相談の際に問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。				●			●		
病院管理室	病院運営	▼自殺未遂者支援や地域包括ケア事業等を進める上での地域の拠点となり得る。	●			●					
	医療相談	▼医療に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会となり得る。 ▼相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば関係機関につなぐ等の対応をとることにより、支援への接点となり得る。	●			●		●	●	●	●

担当課	事業名15 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒への 教育	健康・ 介護	生活 苦・失 業	勤労・ 職場環 境	うつ 状態
教育委員会事務局	家庭教育学級 乳幼児学級 幼児学級 ※31年度から乳幼児 学級・幼児学級・家庭 教育学級(小学生未 満)は、子育て応援課 へ	▼セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。 ▼役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会にできる。	●			●	●				
	スポーツ少年団 体育協会 総合型地域スポーツク ラブ スポーツ推進員	▼世代間交流事業との連携を深めていくことで、若年層が命の大切さについて考える機会を提供し得る。 ▼交流事業を通じて、学校とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成に寄与し得る。	●			●		●			
	子ども会育成会事業 ジュニアリーダークラブ 育成事業	▼役員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、子どもに対する見守りの強化と、問題の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。 ▼子ども会やジュニアリーダークラブの活動を通して、他者との交流機会を増やし、孤立感を防ぎ、生きがいづくりにつなげることができる。		●		●					
	公民館講座 自主講座 高齢者学級	▼講座を通じて、地域内の自殺の状況や自殺対策に関する理解を深めてもらうことで、地域の「支え手」を育成する機会になり得る。 ▼市民を対象とした各種講座や教室等を通じて、孤立感を防ぎ、生きがいづくりにつなげることができる。				●		●			
	青少年育成推進指導員 青少年育成推進員	▼青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 ▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。 ▼指導員・推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、子どもに対する見守りの強化と、問題の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。	●	●		●					

担当課	事業名16 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤労・職場環境	うつ状態
教育委員会事務局	生涯学習推進会議 地域ぐるみの青少年部会	▼青少年の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 ▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。 ▼研修会等で、児童生徒の自殺対策の話をすることにより、複数の視点で子どもの抱える問題や異変に気づき、適切な機関につなぐ等の体制を構築できる可能性がある。	●		●	●					
	図書館の管理	▼図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ▼図書館で自殺対策関連の展示やリーフレットの配布を行う。 ▼学校に行きづらいている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。			●	●					
	学校支援ボランティア事業	▼ボランティアに対する研修会の際に、青少年の自殺対策について情報提供を行うことで、理解促進を図れる。	●			●					
	保小中連携事業	▼保育園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	●			●					
	就学に関する事務	▼特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ▼各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることで、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。				●	●				
	学校図書館活用事業	▼学校の図書館スペースを利用し、自殺予防週間や自殺対策強化月間時に「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対して情報周知を図ることができる。			●	●	●				

担当課	事業名17 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒への教育	健康・介護	生活苦・失業	勤務・職場環境	うつ状態
教育委員会事務局	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。				●			●		
	教職員人事・研修関係事務	▼教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応をとること等について理解を深めることで、教職員への支援の意識醸成につながり得る。 ▼研修資料の一つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。				●				●	
	いじめ防止対策事業	▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因のひとつであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。 ▼フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。			●	●	●				
	教育相談	▼学校以外で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ▼教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることできる。			●	●					
	不登校児童生徒支援事業	▼不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になる。 ▼ゲートキーパー研修受講により、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導者が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。		●		●					

担当課	事業名18 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 へ の 教 育	健 康 ・ 介 護	生 活 苦 ・ 失 業	勤 労 ・ 職 場 環 境	うつ 状態
消防本部	ジュニアパラメディックプロジェクト	▼講習を通じて命の大切さやつながりを教育することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。			●	●					
	救急法の講習会	▼講習の中に、命の大切さやつながりがあることを加えることで、自殺防止に寄与し得る。			●	●					
	「こころの窓口」カードの配布	▼救急現場等において、現場に居合わせた方や応急処置を行った方で、心のケアが必要と感じた場合に、相談窓口を記載したカードを配布する。				●	●				
社会福祉協議会	パーソナルサポート事業	▼現状、食品は社会福祉施設等の団体に対して提供されているが、今後、貧困家庭への個別配布等の可能性がある場合、貧困世帯等ハイリスク層へのアウトリーチ策になり得る。	●			●			●		
	ボランティアセンターとの連絡調整	▼ボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらい、いざという時のつなぎ先や初期対応等を知ってもらおうことで、地域の自殺対策に関わる人材を増やせる可能性がある。	●	●		●					
	心配ごと相談	▼相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点について理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながる。		●				●	●	●	●
	ボランティアフェスティバル	▼生きがいづくりが自殺予防につながる。リーフレットの配布により啓発活動ができる。			●	●	●				
商工会・商工会議所	無料職業紹介所	▼相談対応を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には他の支援機関につなぐ等、その職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。		●					●	●	
	事業主に向けた健康経営促進セミナー	▼事業主が健康経営促進セミナーを受講し実践することで、従業員等の健康管理につながる。				●		●		●	
	職域交流ソフトボール大会等の開催	▼生きがいづくりが自殺予防につながる。				●				●	

VI 関係資料

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚

部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

-
- 4 会議に、幹事を置く。
 - 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
 - 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
 - 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。